

1 X Y 番号の取扱いについて

平成17年9月21日
総務省総合通信基盤局

第一次報告書における整理

1XY番号の取扱いに関し、「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会第一次報告書」（平成17年8月）においては、以下のとおりの整理が行われ、本件について引き続き検討していくことが適当であるとされている。

問い合わせ・故障受付窓口用1XY番号

既に提供しているサービスに関する問い合わせや故障受付等に1XY番号を利用することについては、利用者利便の観点から、問題はない。

事業者ごとの1XY番号の確保

1XY番号を事業者ごとに付与することについては、十分な番号容量が確保できないこと等を踏まえ、適当ではない。

今後の要検討事項

- 新規サービスの営業案内に利用する番号の桁数に差があることが公正競争上問題となるか
- 番号の桁数の差が公正競争上問題となるか否かは、自加入者の数に依存するか
- 新規サービスの営業を着信課金用番号に統一する場合の利用者への影響

1XY番号の取扱いに係る考え方

基本的な視点

1XY番号の取扱いを検討するに当たっては、公正競争条件の観点と利用者利便の観点の双方を十分に考慮することが必要。

公正競争条件の観点

NTT東西の回線契約数シェアが90%を超えている現状においては、FTTHサービス等新規サービスの潜在的加入者は、基本的にNTT東西の現加入者であると考えられる。したがって、これら新規サービスの営業に当たり、NTT東西は3桁の1XY番号を使用することができる一方、他の事業者は5桁以上の長桁の番号を使用することとなる。

3桁と5桁以上の長桁のダイヤル桁数の差異は、少なくとも外形的には営業面の容易さに影響を及ぼす可能性があり、新規顧客の誘引が競争における重要な側面である新規サービスについては特に、競争条件に有意な差異をもたらすことも考えられる。

このような競争条件の差異が事実存在し、かつ、差異がNTT東西の極めて高い回線契約数シェアに起因しているのであれば、公正競争条件確保という観点からは、新規サービスの営業に関して1XY番号の使用を制限することを含め、何らかの是正措置を行うことが適当となる。

利用者利便の観点

現在1XY番号がNTT東西によりFTTHサービス等の営業に使用されていることを踏まえると、仮に新規サービスの営業に関してその使用を制限した場合、潜在的加入者の利便を損なう可能性がある。

他方、新規サービスの営業に関して1XY番号の使用を制限する場合であっても、既存サービス加入者にとって、既に受けているサービスの水準を低下させるものではないという点においては、利用者利便を著しく損なうものではないと考えられる。

検討の方向性

第一次報告書においては、既存電話サービスの故障受付等を含め、1XY番号の使用を全面的に禁止することは、利用者利便の観点から適当ではない旨整理されている。

また、NTT東西以外の事業者に対して新たに1XY番号を付与することによりダイヤリングの同等性を確保することについても、番号資源の有限性や1XY番号の本来の性格を考慮すれば適当ではない旨整理されている。

以上を踏まえ、一定の時期以降1XY番号の使用を一部制限する可能性も視野に入れつつ検討を進めていく。

当研究会において検討すべき事項

当研究会においては、今後、以下のような論点について検討を行っていくこととする。

公正競争条件に関する検討事項

新規サービスの営業に利用する番号に関し、NTT東西と他の事業者との間において桁数の差があることが、営業面の容易さに影響を及ぼすものであるか

営業面の容易さに影響を及ぼすものである場合、NTT東西と他の事業者との間において、競争条件に有意な差異をもたらすものであるか

競争条件に有意な差異がある場合、NTT東西の回線契約数シェアに起因しているものであるといえるか

利用者利便に関する検討事項

新規サービスの営業に関して1XY番号の使用を制限し、着信課金用番号または事業者識別番号に統一する場合、当該新規サービスの潜在的加入者の利便をどの程度損なうこととなるか

上記の措置をとった場合、既存サービス加入者の利便をどの程度損なうこととなるか

具体的措置に関する検討事項

公正競争条件の観点と利用者利便の観点の双方についての検討を踏まえ、新規サービスの営業に関して1XY番号の使用を制限し、着信課金用番号に統一する等の何らかの新たな措置を行うことが適当か

新規サービスの営業に関して1XY番号の使用を制限する場合、営業案内への利用のみを制限すべきか、あるいは当該新規サービスの加入受けも含む全面的制限とすべきか

新規サービスの営業に関して1XY番号の使用を制限する場合、制限の対象とする「新規サービス」の範囲をどのようにすべきか
新たな措置の導入が事業者に過度の負担をかけるものではないか

各社の営業案内番号

NTT	KDDI	JT	平成電電	フュージョン	N-COM	J-COM
116 0120-XXX- XXX XXXは地域毎	【メタルプラス関係】 0077-7025 【光プラス関係】 0077-7168 【国内電話】 0077-777 【国際電話】 0057 116	【お得ライン関係】 0088-221- 221 0120-917- 221 【国内電話】 0088-82 【国際電話】 0088-41 116	0120-998- 997	0120-987-X XX XXXは目的毎 旧パワードコム 0081-151 0120-719-019	0120-506- 506	116 0120-999- 000

ドコモ	au	ホーダフォン	ツーカー	ウィルコム
151 0120-800- 000	157 0077-7-111	157 0088-2XX- 157 XXは地域毎	151 0077-78X- 151 Xは地域毎	116 0120-921- 156

1XY番号は自網内
からの発信の場合
のみ

新たな新規サービス受付用番号の形態及びその評価

(参考2)

パターン	番号形態		ユーザの利便性			番号容量	備考
			事業者識別の容易性	サービス識別の容易性	操作の容易性		
3桁で使用	案1	1XY (事業者毎の割り当て)	事業者名を想起し難い。	数が多くなると、用途を想起できなくなる。	最短桁数。	事業者に公平に付与するには、番号容量が足りない。 (事業者数は12000以上)	/
	案2	1XY (共同受付センター方式)	検討不要	1番号のため認知しやすい。		1番号のみ。	
サービス識別番号 + 事業者識別情報	案3	116等 + 00XY	ダイヤルの途中に現れる識別番号は認識やや難い。	116等既存の識別番号を冠しており、サービスを想起し易い。	桁数は比較的長い。(事業者数による)	0092N ₁ N ₂ N _x 空間等の利用を含めた検討が必要。	・これらの措置を講ずる一方、116等の既存の1XY番号の利用をやめる場合には、利用者利便の観点から検討が必要
	案4	116等 + N ₁ N ₂ N _x 等	新規番号のため、認知は難しい。			N ₅ まで展開すると、全事業者数を対応可能。	
	案5	1XYZ		数が多くなると、用途を想起できなくなる。		ある程度の事業者を対応可能。	
事業者識別番号 + サービス識別番号	案6	00XY (サービスコードなし)	中継事業者の00XYは一般に認知済み。	比較的容易。	桁数は短い	0092N ₁ N ₂ N _x 空間等の利用を含めた検討が必要。	
	案7	00XY + 116等 (サービスコードあり)		既に一部で利用されており、一般の認知がある。	桁数は比較的長い。(事業者数による)		
接続先を指定する番号	案8	0120-DEF-GHJ	事業者名を想起し難い。	一般的に無料の営業・案内と認知あり。	桁数が長い。	問題なし。	
	案9	0AB-J 等端末系伝送路番号					
	案10	ABCD		サービスを想起し難い。	DP回線での利用不可。	事業者に公平に付与するには、番号容量が足りない。	

番号の公正競争上の問題に関する具体的事例

優先接続制度の導入

かつて、利用者がNTTの加入電話から他の事業者経由で電話を利用する場合には、最初に事業者識別番号「00XY」をダイヤルすることが必要であったため、事業者識別番号をダイヤルせずに接続可能なNTTと他の事業者との間の公正競争が図られない懸念があった。

そこで、平成13年5月より、電話サービスを利用する場合に、あらかじめ事業者を選択してNTT東西に登録しておけば、当該事業者の事業者識別番号のダイヤリングを省略して通話を可能とする仕組みである「優先接続制度」が導入された。

なお、米国や欧州においても同様の制度が導入されており、米国では「ダイヤリング・パリティ」、欧州では「キャリア・プリセクション」と呼ばれている。

海外における最近の事例

フランスにおいては、電話番号案内サービスに関し、従来フランス・テレコムに「12」の2桁、新規参入事業者に4桁の電話番号が割り当てられていたが、平成16年6月、コンセイユ・デタ（行政最高裁判所）はこれが「不公平な扱い」に当たるとして、全ての事業者に対して同じ形式の番号を与えるよう命令。

これを受けて本年6月、電気通信規制機関（ART）は、フランス・テレコムを含む27の事業者グループに対して「118」で始まる6桁の番号を付与。平成18年4月より、「12」番号の使用は停止される。